広報
# さめがわ

昭和59年
3月号
No. 363
編集兼発行
鮫川村役場
塙町佐藤印刷所

## 豪雪を排除した建設部会の奉仕活動に感謝!!



今年わが村を襲った異常寒波は数10年ぶりのこととといわれ、最高気温が0度以下の真冬日が27日もあり、最低気温が−10度以下の日が46日という異常な寒さでした。

降雪量も24cm、25cm、20cm、30cmという日があり、累計は 175cmに達しました。

こうした中でも村人たちの道路愛護作業は熱心に続けられ、学童幼児の通学通園道路は優先して除雪され、特に今年は村商工会の建設部会7社の重機による除雪作業が、奉仕的に実施されて偉力を発揮し、多くの村人から感謝されました。

3月23日　村内小学校卒業式
4月1日〜30日　河川美化月間
4月6日〜15日　春の全国交通安全運動

### 今月の人口
（3月1日現在）

| | | 前月比 |
|---|---|---|
| 人口 | 5,578 | （−4） |
| 男 | 2,761 | （+2） |
| 女 | 2,817 | （−6） |
| 世帯 | 1,124 | （0） |

## 豪雪を排除して交通路を確保した村人の努力







写真㊤は部落総出の雪掃き作業、西山沼野沢・追木部落の皆さん。㊥は建設部会の皆さんが自分のブルドーザーを持出しての奉仕作業、この偉力は大きく、人々から感謝されました。㊦は7名の業者に心から感謝の言葉を述べる石田村長。

## 献血ありがとう

三月二日村内巡回採血で、次の方々が献血にご協力くださいました。ありがとうございました。（敬称略）

◇西野生活改善センター▽須藤恵子▽石井フミ▽藤田ヨシエ▽斉藤克子▽須藤三代子▽大竹喜一▽水野リツ子◇西山区集落センター▽大竹トミ▽水野ユキ▽大竹かつ江▽須藤ヨシ子▽須藤正▽水戸道夫▽阿久津春男▽水野吉三郎▽市川信子◇役場前▽矢吹静▽芳賀義美▽吉田節子▽湯坐清▽生田目邦一▽関根武捷▽藤田洋美▽斉藤実▽金沢満▽遠藤裕美▽瀬谷豊▽小松毅▽石井哲▽板谷年城▽須藤健▽新妻義美▽鈴木守弘▽須藤カヨ▽田子澄江▽湯坐好郎▽小山田一成▽瀬谷智子▽遠藤一孝▽小沼慶二▽青戸義之▽根本文彦▽鈴木尚秀▽大楽勝弘▽佐藤哲子▽藤田俊美▽鷺野谷弘行▽前田博之▽大楽憲子▽芳賀栄郎▽鈴木米子▽瓶子仁▽河合ひろ美▽大平啓子▽根本良子▽吉田文子▽古川由紀子▽芳賀伊津子▽宗田うら子▽鈴木一良◇鮫川器機工場前▽山形富士子▽大森敏雄▽菅野寿彦▽工藤敏広▽近藤恒夫▽星正太郎▽藤田則雄▽松本セツ▽大森茂▽津田彰夫▽根本洋子▽芳賀亨▽河野キチ

## 村政の歩み (11)

# 昭和五九年度予算の展望

村長　石田卯子八

昭和五九年度の村政執行の諸施策を盛った一般会計当初予算案外一四件を議題とする三月定例村議会は、三月六日に招集され、只今慎重な審議が進められております。

村の昭和五九年度一般会計予算は総額一八億四、八〇〇万円で、対前年比三・八％の伸びであります。

特別会計国民健康保険事業勘定は二億八、一一二万円で三・九％の伸び、直診勘定は四、六三〇万円で八・五％の伸び、老人保健特別会計は一億四、四四二万円で八・七％の伸びを示しております。

簡易水道特別会計は八四〇万円で一二・六％の伸びであります。

これらの予算を編成するに当って、先づ基本方針としたことは、気象異変による農作物の不作が四年も続いた後であり、農家を初めとする地域経済が厳しい不況の現状にあることを踏まえ、併せて国県の財政も危機的様相からマイナスシーリングを実施しており、行政改革の波も切実に地方自治体に迫っている現実を直視し、事務事業の一層の簡素効率化を図り、重点選別に徹する努力をしたことであります。

しかしながら行政の果すべき役割は、このような時にこそ加重され期待されるものであることを旨とし、行政水準の維持向上に、明るく豊かな、活力に充ちた、文化の香り高い村づくりに一層の工夫と努力をつくそうとするものであります。

このため経常経費の節減により、議会費や総務費は対前年比がマイナスとなり、住民のくらしを守る公共事業の確保・所得減税、受益者分担の軽減等が配慮されました。

人間性豊かな活力ある人づくりを進める教育費は四一・三％増となり、地域経済の活性化と生産所得の向上を目指す農林水産業費は一五・六％の伸びであります。

魅力ある居住環境づくりのため、道路網の整備も更に努力を傾注することにしております。

現在は行政の責任をもつべき分野を拡げることの困難な時期であります。みんなで英知を集め、力をあわせて、美しい自然を守り、文化を育て生活を整えながら共に明るく活力ある村づくりに進むことが重要と考えられます。

（三月六日記）

新農構事業

## 急ピッチで進む建設工事

# 上屋付水泳プール完成間近



▲完成が待たれるトレーニングセンタープール

新農構事業でトレーニングセンターわきに建設中の水泳プールは、三月末完成を目ざして急ピッチで工事が進められ、その完成もいよいよ間近となりました。

このプールは、本体工事五、一九九万九千円、上屋工事一、四七〇万円、合計六、六六九万九千円で昨年一二月に着工し、郡山市の村越建設が工事を進めています。

プールの本体は、長さ25m、幅15m、水深110cm～130cmの大人用プール一面と、長さ10m、幅4.5m、水深40cm～50cmの子供用プール一面で、材質はアルミ板を使用しており、そのほか更衣室、便所等も完備されます。

また、本村の場合は、高冷地で高温の期間が短かいので、使える期間を長くするためプールに上屋をつけた屋内プールの様式になります。屋内天井には照明器も設置され、夜間の使用も可能です。

この施設の管理運営については、いま検討中ですが、村民の健康や体力づくりに、コミュニケーションの場、余暇活動の場として、気軽るに使えるよう定められる予定です。

# 全村継続完納27年

## ―栄光に輝く納税表彰式―

鮫川村恒例の納税表彰式は二月一九日山村開発センターで開かれました。この日納税組長さん一四三名は全員出席され、村内外の来賓も多く盛況でした。

席上白河税務署長・白河県税事務所長さんは、二七年継続完納は他に比類がない実績と賞揚されました。鮫川村がこれからも永く続けたい美風です。






▲開発センターで開かれた納税組長会議

# 三月定例議会終る

三月定例村議会は三月六日に招集され、全議員出席のうえ次の日程で審議が進められ、三月一〇日全議案を原案どおり可決して閉会しました。

◇三月六日（火）

村長より提出一五議案について提案理由説明

◇三月七日（水）

昭和五八年度補正予算外三件について審議採決

一般質問

◇三月八日、九日（木、金）

一二議案について調査審議

常任委員会

◇三月一〇日（土）

代表質疑、討論、採決

一般質問は三月七日午前午後にわたって行われ、次の議員が質問に立ち、それぞれ答弁がありました。

遠藤慎一郎議員

●村道等の除雪対策について
●簡易水道の耐寒対策について
●村管理村林道の除雪について

鈴木　公義議員

船木　彦助議員

●県道赤坂東野塙線の改良促進について

石井　利雄議員

●村民保養施設さぎり荘の利用状況について

湯坐　清男議員

●村内の環境整備について

関根　勝義議員

●水田利用再編対策について
●収入金課税について
●大雪寒波被害と対策について

# 特集 水田利用再編第３期対策



▶大豆の播種風景

水田利用再編対策は、農産物の総合的な自給力の強化と、米の需要均衡を目的に、昭和53年度から実施された事業です。

すでに第１期、第２期対策が終了し、59年度からは新たに第３期対策（59～61年度）に移行することになりました。

第３期対策は、第１期、第２期の成果をふまえ、制度の内容が改正され、新たに他用途利用米の導入や奨励補助金の減額、加算制度の変更等が行われました。

次に第３期対策の概要についてお知らせします。

## 第三期対策の概要

## 他用途利用米制度を導入

第三期対策は、昭和五九年度から六一年度までの三年間を一期として実施され、本村の転作等目標面積は九七ヘクタール（他用途利用米生産面積含む）、他用途米七五三俵（約一二ヘクタール）の配分を受け、転作を推進することになりました。

制度の内容について、次の事項が改正されました。

### 作物区分等の見直し

●青刈り稲＝特定作物から一般作物に変更された。

●ホールクロップサイレージ＝稲を黄熟期にサイロにつめて、家畜の飼料とするもので、新たに特定作物に加えられた。

### 転換畑での転作に係る奨励補助金の交付期間の設定

●転換畑（水田に盛土して、水田に復元することができないもの）は、永年性作物扱いとなり、奨励補助金の交付期間は五年間に限定。

### 農協等への水田預託期間に係る特例の廃止

●連続して同じ水田を預託する場合は三年間となり、連続して六年間認めるという特例は廃止された。

### 転作奨励補助金の減額

●転作奨励補助金の単価が、永年性作物を除き、特定作物・一般作物等、管理転作が一率八、〇〇〇円減額され、保全管理・土地改良通年施行が一三、〇〇〇円減額された。（別表）

### 加算制度の見直し

●加算制度については、転作の定着化を一層促進するため

◇奨励補助金

（10a当り）

| 区分 | | | 基本額（平均） | 転作定着化推進加算 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 第1種加算 | 第2種加算 |
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 転作奨励補助金 | 永年性作物（転換畑を含む） | 果樹（植栽後５年以内のもの）その他の木本性作物等（植栽後３年以内のもの）転換畑（５年以内のもの） | 50,000 | 20,000 | 10,000 |
| | 特定作物 | 大豆、飼料作物、麦、そば、ハトムギ | 42,000 | 20,000 | 10,000 |
| | 一般作物等 | 特定作物、永年性作物以外の作物等 | 27,000 | 15,000 | 10,000 |
| | | 野菜 | 22,000 | 15,000 | 10,000 |
| 管理転作奨励補助金 | | 転作の場合 | 27,000 | 15,000 | 10,000 |
| | | 保全管理の場合 | 22,000 | － | － |
| 土地改良通年施行補助金 | | 土地改良事業の通年施行を実施した場合 | 22,000 | － | － |

この表は国が示した平均的なもので、市町村の基準反収に応じて額が決定される。本村においては、5,000円程度低くなる見込みです。

め、今までの計画加算、団地化加算、地域振興作物加算制度が次のように区分された。

◇加　算　金

| | 態　様 | 要　件 |
|---|---|---|
| 第一種加算 | ①団地化加算（現行と同じ） | ○転作田がほぼ完全に地続きであること<br>○転作面積の⅔以上が1ha以上の団地であること<br>○団地内の90%以上が2作物以内であること（2ha以上の場合は3作物） |
| | ②集落恒久転作加算 | ○集落内の水田の½以上を計画的、恒久的に畑転換すること。 |
| 第二種加算 | ①集落転作加算 | ○集落内の水田耕作者の⅔以上により転作推進の組織があること。<br>○転作田の農作業が組織的に行われていること。 |
| | ②地域特産物加算 | ○一般作物の中で、地域の特産物の転作が実施されていること。 |
| | ③高度利用加算 | ○転作田の利用率が150%以上の集落で、200%以上の利用率の転作田 |
| | ④特認加算 | ○県知事が特に認めたもの |

## 他用途利用米制度の導入

他用途利用米とは、これまでの転作のほかに、加工用原料（みそ、しょうゆ、せんべい等）として集荷業者と契約して栽培する米のことです。

これは、転作等目標面積の約一〇パーセントに稲を作付できる制度で、出荷数量を面積に換算したものが転作面積になります。

●他用途利用米の配分＝村から転作目標面積の内数として昭和五九年産米限度数量と一緒に内示され、これを基に農事組合内で協議して調整のうえ、村に報告されたものについて決定する。

他用途利用米の配分単位は三〇kgを一袋とし、限度数量一〇〇俵の農家で二・五俵程度になる。

●契約＝他用途利用米の決定通知を受けた生産者は、集荷業者との間で生産・出荷契約を締結する。

●他用途利用米の品種＝品種の指定は特になく、現在栽培している水稲品種（うち米）から出荷する。

●検査＝主食用米と同じく、食糧事務所の検査に合格しなければならない。

●転作面積＝検査に合格したものを契約に基づいて出荷しますが、その数量を面積に換算したものが転作面積になる。

●限度数量との関係＝限度数量外になる。

●奨励金＝トン当り七〇、〇〇〇円が国から集荷業者を通じて交付される。

●価格＝集荷業者と加工業者との契約によるが、三類二等であれば、一俵（六〇kg）当り、奨励金を含めて一〇、〇八〇円程度と見込まれる。

●転作等の確認＝他用途利用米の生産については、ほ場（水田）の現地確認は行わず、出荷段階で確認し、これを面積に換算する。

●転作等の判定＝他用途利用米の換算面積と一般転作面積の合計面積で達成の判定をする。

# 村の第三期対策の推進

### ◆基本方針

第三期対策の初年度にあたる五九年度は、四年連続の冷害により大きな打撃を受けた本村農業の再編成を進めるため、転作と稲作について、他用途利用米生産を含め一体的な指導推進を図る。また、適地適作による転作物の誘導と、転作物の集団的定着化により、農家所得の増大を図ることを目標として推進する。

### ◆転作等の誘導方向

本村は、繁殖肉用牛を中心とする畜産の振興を目ざしているので、この地域性を活かして奨励補助金でも有利な飼料作物、麦、大豆等の特定作物を重点的に推進する。

野菜については、野菜指定産地に指定されている夏秋トマトインゲンを中心とした高冷地野菜を推進する。

他用途利用米については、重点的な作付誘導を進め、生産の集団化、団地化を推進する。

転作にあたっては、転作物の生産性と商品性の向上に努め、農家に有利な転作奨励金に該当するよう計画転作による集団化と団地化を推進する。

### ◆転作条件の整備

転作条件の整備については、各種補助事業の活用により積極的に推進する。

### ◆指導推進体制の充実

行政機関、農業団体等指導機関の連絡協調を密にし、指導推進に努める。

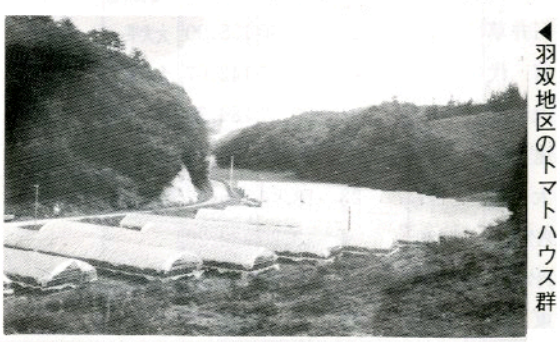

◀羽双地区のトマトハウス群

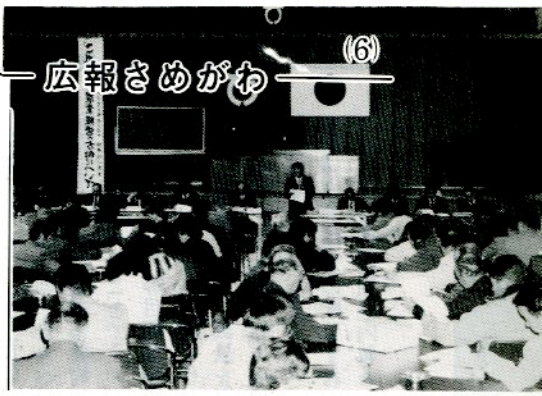

▲開発センターで開かれた農事組合長会議

## 農事組合別転作目標面積

# 村の目標面積は97ヘクタール

## 転作目標面積を内示

第二期水田利用再編対策の初年度にあたる昭和五九年度の農事組合別転作目標面積が、二月二一日山村開発センターで開かれた農事組合長会議で別表のように内示されました。

五九年度の村の転作目標面積は、一般転作八五ヘクタール、他用途利用米換算面積一二ヘクタールの合計九七ヘクタールでこれを次の基準により各農事組合に配分したものです。

▼一般転作配分基準＝①五八年一二月に農業者が村に申告した水田面積を基準とする②飯米農家には配分しない③新規開田が行われた場合には、当該新規開田面積の二倍の面積を別途個人配分する。

▼他用途利用米配分基準＝①配分方法は生産一率配分とする②五八年一二月に農業者が対に申告した水田面積を基準とする③配分単位は三〇kg（〇・五俵）とする。④飯米農家及び他用途利用米配分単位以下の農家には配分しない⑤他用途利用米生産の転作換算面積の基準収量は一〇アール当り三七二kgとする。

| 農事組合名 | 昭和59年度転作等目標面積 一般転作等 | 他用途米数量 | 換算面積 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | アール | 袋／30kg | アール | アール |
| 切払 | 325 | 59 | 47.45 | 372.45 |
| 西野 | 136 | 21 | 16.88 | 152.88 |
| 熊野 | 168 | 29 | 23.30 | 191.30 |
| 滝 | 194 | 42 | 33.78 | 227.78 |
| 塚本 | 256 | 51 | 40.98 | 296.98 |
| 塩倉 | 156 | 33 | 26.56 | 182.56 |
| 西部 | 240 | 44 | 35.38 | 275.38 |
| 西野計 | 1,475 | 279 | 224.33 | 1,699.33 |
| 西山第一 | 149 | 23 | 18.46 | 167.46 |
| 西山中央 | 141 | 24 | 19.29 | 160.29 |
| 大沢 | 53 | 8 | 6.43 | 59.43 |
| 余所内 | 92 | 12 | 9.65 | 101.65 |
| 大平 | 93 | 17 | 13.66 | 106.66 |
| 追木 | 156 | 31 | 24.92 | 180.92 |
| 折戸 | 135 | 26 | 20.88 | 155.88 |
| 宝木 | 161 | 30 | 24.10 | 185.10 |
| 岩野草 | 245 | 47 | 37.82 | 282.82 |
| 西山四区 | 193 | 33 | 26.52 | 219.52 |
| 西山計 | 1,418 | 251 | 201.73 | 1,619.73 |
| 新宿 | 105 | 17 | 13.65 | 118.65 |
| 真坂 | 150 | 30 | 24.12 | 174.12 |
| 大塩 | 168 | 27 | 21.67 | 189.67 |
| 官沢 | 130 | 19 | 15.26 | 145.26 |
| 真坂東 | 21 | 4 | 3.21 | 24.21 |
| 薄ケ久保 | 38 | 7 | 5.63 | 43.63 |
| 馬場 | 175 | 33 | 26.51 | 201.51 |
| 中野計 | 787 | 137 | 110.05 | 897.05 |
| 前田 | 47 | 8 | 6.43 | 53.43 |
| 石井草 | 175 | 26 | 20.90 | 195.90 |
| 官代 | 126 | 20 | 16.07 | 142.07 |
| 大石草 | 162 | 34 | 27.37 | 189.37 |
| 遠ケ竜 | 171 | 28 | 22.50 | 193.50 |
| 大房 | 147 | 23 | 18.47 | 165.47 |
| 内ケ竜上 | 29 | 4 | 3.20 | 32.20 |
| 内ケ竜下 | 42 | 7 | 5.62 | 47.62 |
| 東野 | 261 | 48 | 38.60 | 299.60 |

| 農事組合名 | 昭和59年度転作等目標面積 一般転作等 | 他用途米数量 | 換算面積 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| | アール | 袋／30kg | アール | アール |
| 木戸沢 | 38 | 6 | 4.82 | 42.82 |
| 大竹 | 75 | 13 | 10.44 | 85.44 |
| 戸草新立 | 60 | 9 | 7.24 | 67.24 |
| 戸草上 | 111 | 17 | 13.66 | 124.66 |
| 戸草下 | 85 | 13 | 10.45 | 95.45 |
| 葉貫 | 167 | 23 | 18.49 | 185.49 |
| 広畑 | 15 | 1 | 0.80 | 15.80 |
| 東石計 | 1,711 | 280 | 225.06 | 1,936.06 |
| 前沼 | 131 | 28 | 22.51 | 153.51 |
| 中沢 | 173 | 34 | 27.34 | 200.34 |
| 二反田 | 295 | 63 | 50.68 | 345.68 |
| 鍬木田 | 265 | 48 | 38.59 | 303.59 |
| 富田計 | 864 | 173 | 139.12 | 1,003.12 |
| 田尻 | 111 | 17 | 13.65 | 124.65 |
| 福原 | 198 | 34 | 27.34 | 225.34 |
| 中山 | 104 | 20 | 16.10 | 120.10 |
| 中野町 | 55 | 10 | 8.04 | 63.04 |
| 木之根 | 62 | 12 | 9.64 | 71.64 |
| 下 | 71 | 15 | 12.06 | 83.06 |
| 大戸中 | 109 | 22 | 17.68 | 126.68 |
| 江竜田一 | 96 | 22 | 17.69 | 113.69 |
| 江竜田二 | 44 | 7 | 5.62 | 49.62 |
| 関口一 | 112 | 19 | 15.26 | 127.26 |
| 関口二 | 90 | 16 | 12.85 | 102.85 |
| 越虫 | 134 | 20 | 16.07 | 150.07 |
| 渡瀬計 | 1,186 | 214 | 172.00 | 1,358.00 |
| 世々麦 | 285 | 43 | 34.57 | 319.57 |
| 丸谷地 | 98 | 16 | 12.84 | 110.84 |
| 大犬平一 | 148 | 25 | 20.11 | 168.11 |
| 大犬平二 | 139 | 24 | 19.28 | 158.28 |
| 江堀 | 182 | 30 | 24.13 | 206.13 |
| 青生野 | 207 | 34 | 27.34 | 234.34 |
| 青生野計 | 1,059 | 172 | 138.27 | 1,197.27 |
| 村合計 | 8,500 | 1,506 | 1,210.56 | 9,710.56 |

# 新学期を前にして



## 子供の交通事故防止



遊びに夢中になっている子供が、ボールを追いかけて、いきなり道路に飛び出してくる。「キキキーッ！」と、車の急ブレーキの音――子供はときどき大人が想像もつかないような衝動的な行動をすることがあります。その結果、思いがけない交通事故の犠牲者となってしまうことが少なくありません。

周囲に対する注意力がまだ十分でなく、安全に対する知識も不十分、そして心身ともに発達過程にある子供は、今日の交通事情からみて、お年寄りとともに一番弱い立場にあるといえます。

それだけに、保護者、特にお母さんは、子供に対するしつけ・教育として、交通ルールや事故防止のための注意事項などを、ふだんから教えることが大切です。

三月ともなると、子供たちも戸外で遊ぶことが多くなり、交通事故に遭う危険性もそれだけ多くなります。また、この時期は、新入学(園)シーズンを控え、子供に対する交通安全教育が必要な時期でもあります。

子供の交通事故の特徴や行動の特性を理解して、具体的に指導し、子供を交通事故から守るよう努めましょう。

## お母さんが先生です

### 新入学(園)児の交通安全

新入学(園)まであとわずか。いつでも、どこでも子さんが安全に行動できるようにするためには、日常生活のなかでの、日ごろのお母さんの努力こそがものをいうのです。

子供を交通事故から守るために、知ってもらいたいこと、ぜひお子さんに教えてもらいたいことを、まとめてみました。

#### 具体的な教え方を

●実際の体験を通して教えることが大切です。

通学、通園時間に合わせて、お子さんと一緒に通学(園)路を何回か歩いて、横断歩道の正しい渡り方を指導するようにしましょう。

●道路を横断する前に、必ず一旦停止する習慣をつけさせましょう。それには日ごろから、曲り角では必ず止まるなどの習慣をつけて注意深い子供に育てましょう。

●道路で遊ばないように、ふだんから徹底して注意しましょう。

最近では、裏通りを通る車が多くなっています。いっそうの注意が必要です。

#### 生活にゆとりを

子供が毎日の生活で時間のゆとりを持つことも、交通事故に遭わないための大切なポイントです。

●寝る前に翌日の準備をすませるように習慣づけ、登校時間に余裕をもたせるようにしましょう。

あわてて登校し、忘れ物に気づいて家に引き返す途中で、事故に遭うケースが多いのです。

#### 帰宅後の遊びにも注意を

●帰宅後、遊びに行ってよい範囲や帰宅時間などを決めて、子供にしっかり守らせるようにしましょう。

●子供に自転車を利用させる場合には、子供の年齢や体力に適したものを選び、ときどきお子さんといっしょに点検や整備をしましょう。

## ドライバーの皆さんへ

子供を交通事故から守るためには、ドライバーの皆さんの安全運転と、子供たちへの思いやりが必要です。

ぜひ、次の点を厳守してください。

●子供の〝飛び出し〟は突発的です。子供の姿を見たらスピードを控え目にし、徐行運転を！

●子供が道路を横断しようとしているときは、後続車に合図を！

●発進、後退のときは、周囲に子供がいないか確認を！

●左折するときは、左側に自転車に乗った子供や歩行者がいないことを十分確かめて徐行を！

国民健康保険

# 異動の届出は14日以内に

三月、四月は就職や転出等による国保資格の異動が多くなる時期です。国保加入者が転出したり、または会社等に勤め社会保険に入ったときは国保をやめなければなりません。

またこれと逆に社会保険をやめたときは、国保に加入しなければなりません。なお学生で他の市町村に転出し、㊚被保険者証の交付を受けている方が学校を卒業し就職等をされるときには、国保の喪失届をしなければなりません。この届出を忘れると、国保の被保険者として国保税が課税されます。

●国保の異動届出内容は右表のとおりです。届出の受付は住民課窓口で行っています。

| こんなときに手続きを | | 手続きに必要なもの |
|---|---|---|
| 国保にはいる場合 | 転入したとき | 印かん（被保険者証） |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 印かん、職場の健康保険をやめた証明書（被保険者証） |
| | 子供が生まれたとき | 印かん、被保険者証 母子手帳 |
| | 生活保護をうけなくなったとき | 印かん |
| 国保をやめる場合 | 転出するとき | 印かん、被保険者証 |
| | 職場の健康保険に入ったとき | 印かん、両方の被保険者証（職場の保険証が未交付のときは証明できるもの） |
| | 死亡したとき | 印かん、被保険者証 死亡を証明するもの |
| | 生活保護を受けるようになったとき | 印かん、被保険者証 |
| その他 | 村内で住所が変わったとき | 印かん、被保険者証 |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | 印かん、被保険者証 |
| | 世帯をわけたりいっしょにしたとき | 印かん、被保険者証 |
| | 被保険者証をなくしたとき | 印かん |
| | 子弟が修学で他の区市町村に転出するため、別の被保険者証が必要なとき | 印かん、在学証明書 被保険者証 |
| | 出かせぎなど、長期間他府県などに行くため、別の被保険者証が必要なとき | 印かん、被保険者証 |
| 註 | 転入、転出、転居などのときは、その届と一緒に手続きをしなければなりません。 | |

# 昨年の選挙をかえりみて

鮫川村選挙管理委員会

昨年は、四月に第一〇回統一地方選挙、六月に参議院議員通常選挙、更に一二月には衆議院の解散による総選挙と重大な選挙が相次ぎましたが、各選挙とも鮫川村の投票率は高率を示しております。

しかし、これらの選挙のなかで特に注目すべき点は、若年層の選挙離れが目についたことです。

昨年暮れに行われた衆議院総選挙の投票率を年代別に分類した結果（別表1）、二〇才～二四才の男女とも七四パーセント代ときわめて低く、二五才～二九才もこれに次いで低く、特に男性が低率です。

選挙権は、二〇才になると一人前の社会人として与えられる権利で、私達はこれを投票という形で行使することにより政治に参加するのです。

ところが、「だれに投票しても同じ」とか「自分の考えと候補者の公約が一致しない」などの理由で棄権してしまっては、あなたの意思は少しも政治に反映されません。

つまり、自分が手にする一票は、自分の代弁者を選ぶと同時に、代弁者としてふさわしくないと思う人を拒絶する手段でもあるのです。

今年も任期満了による県知事選挙が予定されています。

これからあなたの手元に「投票所入場券」が送られてきましたら、棄権しないで、自分の代弁者にふさわしい人、自分の考えに近い人、信頼のおけそうな人を選んでください。そして、その人の行動を見守るようにしてください。

■年代別投票率（衆院選）

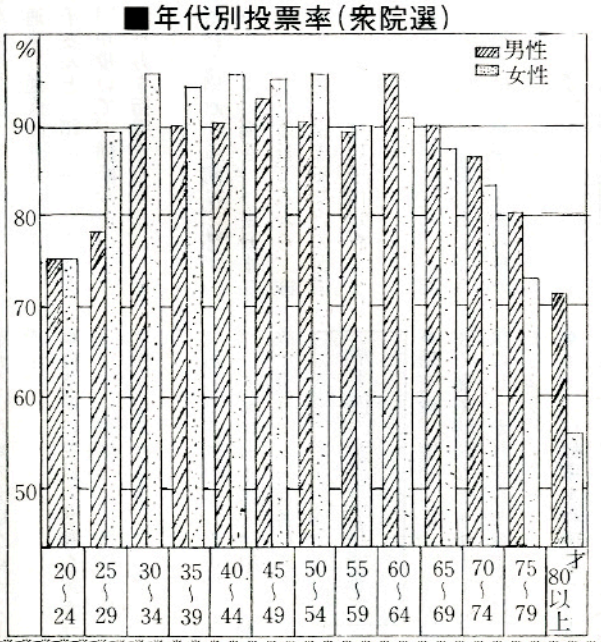

## 区民あげて落成を祝う
## 東石区集落センター



新農構計画の中で計画されていた赤坂東野石井草区の集落センターが立派に完成して、2月26日よろこびの落成式が行われました。

建設場所は元東石区公民館跡を整備し、鉄骨平屋建、165.6㎡の近代的な白亜の建物で、総事業費19,299千余円を要して完成しました。

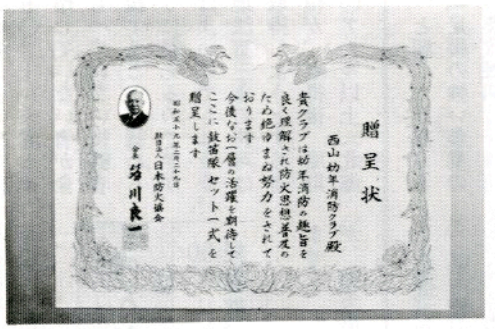


西山小学校の児童で組織している西山幼年消防クラブは、その熱心な活動が認められて、このたび財団法人日本防火協会（会長笹川良一）から鼓笛隊セット一式を贈られることになりました。

## 塙セリ市場だより (59.2.20)

| 性別 | 頭数 | 取引価格 | | | 平均体重 | 平均月令 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 最高 | 最低 | 平均 | | |
| 雌 | 86 | 887,000 | 93,000 | 239,000 | 247 | 10 |
| 去勢 | 72 | 337,000 | 133,000 | 248,000 | 253 | 9 |
| 計 | 158 | | | 244,000 | 250 | |

3月1日

## 高校鮫川分校の卒業式



卒業式シーズンに先がけて、県立東白川農商高校鮫川分校で三月一日に卒業式が行われました。完成したばかりの木の香ゆかしい体育館で、二四名の普通科卒業生に卒業証書が贈られました。

卒業生たちは就職先がみなきまっており、卒業のよろこびと明日から実社会に出て行く緊張感で胸が一杯の面もちでした。



こんにちは
保健婦です

## 鼻血が出た時

鼻血が出た時に、上を向いて首筋をたたく人がいますが、止血に何ら役立たないばかりか、危険な状態になることもありますのでやめましょう。

鼻血が出たらまず、積み重ねたクッションなどによりかからせて楽にします。その後親指と人さし指で鼻先をつまみ、多少押し上げるようにして止血します。

それでも止まらない場合はガーゼを丸めて鼻に詰め（鼻孔内一～二センチで良い。）、額から鼻の部分を冷やします。詰める物は、鼻腔粘膜にくっつきやすいちり紙や脱脂綿は避けましょう。

普通は、五分以内で出血が止まりますが、しばらくはまた出血しやすいので、二〇～三〇分は安静にさせましょう。

また、なかなか止まらない時や、あまり頻繁に出るときには病院で精密検診を受けましょう。

## 農委だより

# 国有林内の農地
## 七ヘクタールが売渡し決定

赤坂東野・富田地区の農家が借受けていた国有林野内の農地の早期売渡しについて、知事、営林局等に陳情していましたが、このたび営林局の調査と測量が完了し、七ヘクタール（田二・一ヘクタール、畑四・九ヘクタール）が一八名の農家に売渡しが決定しました。

これらの農家は、一〇アール以上の面積を借受けており、耕作管理も良好と認められたものです。

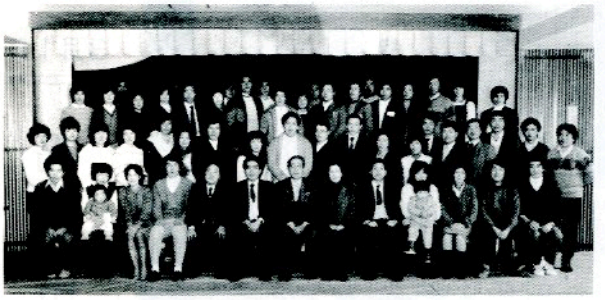

私達は、農業委員会の推せんにより、福島市飯坂町で開催された研修会に参加させていただきました。

この研修会は「地域農業の振興と農業経営の発展は若い力で」と、農家の二～三〇代の夫婦が一緒に参加するものです。福島県農業会議が主催し、昨年までは農業中核夫妻研修会とし行われていたそうです。

## 現地レポート
# 地域農業担い手研修会に参加して

赤坂西野　矢吹正二さん
み　よさん

今回参加された方々は、中通り地方の市町村から推せんされた七〇人でした。

第一日目の研修は、県農業会議の松田会長職務代理のあいさつに続き、奥山健一県農政部長の「県農政の基本方向と農業振興について」と題した講話があり、その後「足腰の強い農業の確立、攻めの農政展開」を課題として、県農政部長等を交え意見交換が行われました。更に全国農業会議所参与の葛井定男氏が、農業振興における「いえと個人との集団の役割」と題した講演。その中で、イノベーション（農業経営、技術の革新）のためには三〇代の若い経営者でなければ担えない。また若い経営者を中心とした目的集団による「県農政の基本方向と農業振興について」と題した講話があり、その後「足腰の強い農業の確立、攻めの農政展開」を課題として、県農政部長等を交え意見交換が行われました。更に全国農業会議所参与の葛井定男氏が、農業振興における「いえと個人との集団の役割」と題した講演。その中で、イノベーション（農業経営、技術の革新）のためには三〇代の若い経営者でなければ担えない。また若い経営者を中心とした目的集団による共同プロジェクトと生産組織など地域の組織化が必要であると、県内外の活動集団の事例などを紹介しながら地域農業担い手の相互連携の必要性を強調されました。

第二日目は、主催者が自立農業者を育てるライフサイクル運動、農地流動化と中核農家の役割など、本県の担い手育成方向について問題提起。更に参加者の事例発表に続いて「地域農業振興と中核農家の経営間題」をテーマに分科会が開かれました。分科会の中では、農業経営には基本技術の見直し、規模拡大「土地利用」、「金銭面」、土作り「米を作るより土を作れ」、取引ルートと販売市場の開拓などいろいろな問題が出されました。

私達が痛切に考えさせられたのは、第一に、今からでもしなければならないことは、我家の農業経営の実態をつかむこと、それには農業簿記を記帳し、数字を明確にすることが大切であるということです。

また、これらをグラフに表わす方法も参加者から教えていただきました。

この研修会に参加し、中通り地方の農業経営に自信と意欲を持つ仲間達に出あうことができたことは、農業後継者である私達にとっては大変有意義な二日間でありました。

この体験を基に、より良い農業経営を営む専業農家をめざし頑張って行きたいと思います。



## みんなの相談室
### 50アール未満の農地を経営移譲する場合には

問、農地法第三条の規定からみて、五〇アール未満しか農地を耕作していない者が全く農地をもっていない後継者に経営移譲することは認められないように思えるのですが、どうすればよいのでしょうか。

答、農地法第三条の許可は、農地等を取得しようとする者の経営面積が、取得後、原則として五〇アール以上（北海道の区域にあっては二ヘクタール以上）にならなければ行われません。しかし、都道府県知事が、同条第二項第五号の規定によりその地域について五〇アールを下回る面積を定めているとき、および、草花等の栽培でその経営が集約的に認められるときは、ともに許可が得られるので、後継者移譲は可能です。

なお、間のような場合には、第三者の農地等の権利を併せて取得させるなど、後継者の経営が五〇アール以上となるような措置を考える必要があります。

# 公民館だより

## 読まれています資料館図書
## 1万冊を超える

歴史民俗資料館の図書利用者が年ごとに増加し、五八年度の貸出冊数が三月二日に一万冊を超える新記録となりました。

五七年度の実績は、人口一〇〇人当り貸出し冊数一五一・七冊（公民館図書室県下二位）であったが、現時点で人口一〇〇人当り一八〇冊を超えました。利用者の皆さんに感謝します。これからも一層有効にご利用願います。

この記録を記念して、次のかたがたに館長から一万冊達成の記念品が贈られました。

九、九九九冊（前）
鮫川小二年　柿沼　崇君

一〇、〇〇〇冊
鮫川小二年　斉須　亮君

一〇、〇〇一冊（後）
鮫川小一年　蛭田育美さん



▶記念品を手に喜びの顔

## 楽しかった 鮫川村スキー教室

鮫川村教育委員会・公民館・体育協会主催による、小中学生とその保護者を対象とした「鮫川村スキー教室」が、去る二月五日沼尻スキー場で盛大に開かれました。

山村開発センターを午前七時三〇分に出発し、スキー場着午前一〇時。田村屋のロッジで諸準備をして、午前一〇時三〇分から体育指導員の湯田栄三先生が初級者を対象に、面川三雄先生が中級者を対象にスキーの指導にあたり、透きとおるような青空、目もさめるような銀世界の中でいよいよスキー教室の始まり。すべってはすぐに転ぶ人すべれても止まれない人、上手にすべれる人、スキーをはいて坂を登ったりするとすぐに汗ばむ陽気。みんな真剣でした。楽しい昼食もそこそこにして、午後一時三〇分までスキー教室を行ない、あとは自由時間。みんな学んだスキー技術を生かしてゲレンデの上から下まで一気にすべりおりる。だんだんスピードがつきスリルがあって気分は最高でした。

名残りおしく午後三時にスキー場に別れをつげ、参加者三六名全員有意義な一日を過ごし、午後六時に無事帰村しました。

なお、従来まではスキー学校の指導を受けておりましたが、今回は村の体育指導員六名の方々に、スキー指導やお世話をしていただき大変好評でした。



▲初歩スキーの基礎を習う参加者



▲スキー教室を終えて全員で記念撮影

## なかま紹介



公民館だよりで今月号から、村内の各種文化団体・スポーツクラブ・サークルなどの振興と充実を図るため、「なかま紹介」欄を設けましたので、希望される団体などは公民館に投書か電話で連絡をお願いします。

公民館（山村開発センター内　電話番号九―二二四七）

## 鮫川社交ダンスクラブ 初心者大歓迎



ダンスは音楽への語り合い

鮫川社交ダンスクラブは、昭和五八年四月一日に会員相互の親睦と、ダンスの技術の向上と普及を図る目的で結成され、現在活動を続けています。

「社交ダンス」は、社交的な集会などのとき、音楽に合わせて楽しく、美しく踊るダンスです。

初心者でも簡単に踊れるように、県内でも指折りの社交ダンス講師（古殿町の渡辺先生）が親切に指導しているので、あなたも是非お誘い合せの上気軽に加入して健康増進のためにも踊ってみませんか。

なお、練習日等は次のとおりです。

一、練習日　毎週金曜日
二、練習場所　鮫川村山村開発センター
三、練習時間　午後七時から午後一〇時まで

## 国民年金保険料
### 四月から六、二二〇円に

国民年金保険料は、今年の四月から一カ月分が六、二二〇円（附加年金、六、六二〇円）になります。

国民年金として支払われる費用は、加入者の皆さんが納付する保険料の積立金と、国庫負担金によってまかなわれていますので、国民年金の健全な財政が保たれるよう、保険料の額も改定されることになっています。

保険料を納めませんと、将来老令年金や、不慮の事故にあったときに、障害年金や母子年金が受けられなくなりますので、保険料は納期内に納めるようにしましょう。

## アフリカ干ばつに
### 救援金を

現在アフリカ全域に、今世紀最大といわれる干ばつが発生しアフリカ全人口の三分の一にあたる一億五千万人以上の人々が飢えに苦しんでおります。

世界各国の赤十字社では、この干ばつに対する救援活動を計画し、被災者を救おうとしております。日本赤十字社鮫川分区でも、左記により救援金を受付しますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆名称　アフリカ干ばつ救援金
◆受付期間
　三月一日～三月三一日まで
◆受付場所
　鮫川村役場住民課窓口
　（日本赤十字社福島県支部東白川地区鮫川分区）

## 自動車を譲渡した場合
### 陸運事務所への登録をお忘れなく

自動車税は、毎年四月一日現在で陸運事務所に登録してある所有者に対して、五月三一日を納期限として課税されることになっています。

そのため、所有していた自動車を譲渡したり、廃車した際に陸運事務所に移転登録や抹消登録をしないでいますと、元の所有者が課税の対象になってしまいます。

所有していた車を転売したり解体したりした方などで、まだ手続きをしていない方は、忘れずに陸運事務所へ移転・抹消登録をするようにしましょう。

なお、自動車税についての詳しいことは、福島県白河県税事務所（〇二四八―二―二一一一内線二一一～二一四）へおたずねください。

## 枯草にご注意

春先は特に空気が乾燥し、季節風の強い日が続くことから火災の多発が予想されます。

特にこれからは、枯草等があるため、タバコの投げ捨て、焚き火、子供の火遊びによる火災が発生しやすくなります。

特に次の点に十分注意し、火災を出さないようにしましょう。

一、タバコの投げ捨て、寝たばこは絶対しないこと。

一、焚火をするときは、消防署に届出て、安全な場所で行い、必ず消火するまで監視すること。

火事と救急車は一一九番

棚倉消防署鮫川分署

## おめでた

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一月 | 鍛治平 | 根本　勇一 | 父根本一郎 |
| 二月 | 越　虫 | 國井　彰 | 父國井清敏 |
| | 火打石 | 佐藤　奈穂 | 父佐藤信夫 |
| | 薄ケ久保 | 高木　千春 | 父高木勝寿 |
| | 滝　須藤 | 静男 | 父須藤美喜男 |
| | 酒　垂 | 石井　仁之 | 父石井政夫 |
| | 田野上 | 蛭田　智勝 | 父蛭田和男 |

◇

◇

## おくやみ

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二月 | 滝　平 | 圓井　満正 | 42歳 | 圓井利男 |
| | 戸　草 | 本郷豊次郎 | 82歳 | 本郷喜信 |
| | 道少田 | 鈴木　ソノ | 90歳 | 鈴木實一 |
| | 田野上 | 蛭田啓之助 | 87歳 | 蛭田藤留 |
| | 新　宿 | 石井　ミツ | 66歳 | 石井政光 |
| | 茅 | 藤田　操 | 15歳 | 藤田敏 |

**緑の週間**
**4月1日～7日**

## 休日の在宅当番医

| 月日(曜) | 当番医院 棚倉町 | 塙町 | 矢祭町 |
|---|---|---|---|
| 3月18日(日) | 阿部 | 根本 | |
| 20日(火) | 藤田 | 厚生病院 | |
| 25日(日) | 勝田 | | 慈泉堂 |
| 4月1日(日) | 菅原 | 石川 | |
| 8日(日) | 薄葉 | | 木村 |
| 15日(日) | 大木 | 中島 | |

## ゴミの収集日

| 収集コース | 種別 | 3月 | 4月 |
|---|---|---|---|
| 江竜田～中野町～中山～田尻～彦次郎～反田～前沼～広畑～湯ノ田（可のみ）～役場～農協ストアー～保育所コース | 可燃物 | 12.15.19 22.26.29 | 2.5.9.12.16 19.23.26 |
| | 不燃物 | 16.30 | 13.27 |
| 新宿橋～農協倉庫～給食センター～道少田～大塩～宿ノ入コース | 可燃物 | 13.15.22 27.29 | 3.5.10.12.17 19.24.26 |
| | 不燃物 | 16.30 | 13.27 |
| 鮫中～真坂～寅卯平～茅～酒垂～滑石～折戸～水口～官沢コース | 不燃物 | 15.29 | 12.26 |
| 越虫～青生野～葉貫～戸草～蔵の草～湯ノ田～中沢コース | 不燃物 | 14.28 | 11.25 |
| 石井草～前田～鬼越～戸倉～菅田～沼野沢～岩野草～薄ケ久保コース | 不燃物 | | 6 |
| 官代～橋久保～遠ケ竜～内ケ竜コース | 不燃物 | 16.30 | 13.27 |

※　休日は、可燃物・不燃物を出さないで下さい。
※　ゴミは、収集日の朝に出して下さい。

**心配ごと相談　3月21日(水)　午前10時～午後2時　山村開発センター**